

平成21年度青森県知的財産活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、知的財産の活用による新事業等の創出を図るため、県内中小企業者が行う特許を活用した事業に係る実現可能性調査または市場化調査に要する経費について、平成21年度予算の範囲内において、県内中小企業者に対し、青森県知的財産活用促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2 この要綱において、「知的財産」とは、知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産のうち、特許に関するものをいう。
- 2 この要綱において、「県内中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者のうち、自ら有する技術について特許を取得しようとしている、若しくは公開済み特許を利用しようとしているもので、県内に所在する事業者をいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助事業実行計画書(第2号様式)
 - (2) 最近2か年の貸借対照表及び収支計算書
- 3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の条件)

第 5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）申請書（第 4 号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、事業遂行遅延等報告書（第 5 号様式）に遅延（事故）の理由を立証する書類等を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業の状況及び経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備えつけ、平成 22 年 4 月 1 日から 5 年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第 6 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して 10 日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第 7 補助金は、精算払いにより交付する。

(実績報告)

第 8 規則第 12 条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（第 6 号様式）に、補助対象経費に係る支払い証拠書類の写しを添付して行うものとする。

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第 9 知事は、第 8 に定める実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 5 第 1 号に基づく承認をした場合はその承認された内

容。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金精算払請求書(第7号様式)を知事に提出して行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書(第8号様式)を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

別 表 (第 2 関 係)

補 助 対 象 経 費

事業 区分	経費区分	内 容	補助金の額
知的 財産 活用 促進 事業	旅 費	特許を活用した事業に係る実現可能性調査または、市場化調査に必要な専門知識等を得るための、外部の専門家等の招聘または、特許権者等の訪問に要する旅費	左の経費の合計額のうち、1事業者につき実支出額の1/2または300千円のいずれか低い額以内の額
	委 託 料	特許を活用した事業に係る実現可能性調査または市場化調査のための外部の専門機関等への委託料	
	謝 金	特許を活用した事業に係る実現可能性調査または市場化調査に必要な専門知識等を得るための外部の専門家等への謝金	